

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

中富良野町まち・ひと・しごと創生推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

北海道中富良野町

3 地域再生計画の区域

北海道中富良野町の全域

4 地域再生計画の目標

本町の人口は、1935年の11,105人をピークに減少しており、5,069人（2015年国勢調査結果）まで落ち込んでいる。国立社会保障・人口問題研究所によると、2040年には1935年比で総人口が約35%となる見込みである。

本町の人口減少は、全国約1,800の市町村との比較によると、出生数による自然増減の影響よりも、転入・転出に伴う社会増減の影響が大きい。

本町の自然増減について、2003年～2007年で合計特殊出生率自体は0.01の減となっているが、子どもを産み育てる世代の女性の転出・減少により、出生数は大きく減っている

転出入の動きをみると、高等学校や大学への進学の時期である10～19歳で転出超過が大きくなっている。20代で男性は戻ってきているが、女性はさらに転出が続いている。中富良野町における雇用をみると、男性寄りの就業先が多く、女性寄りの雇用の場が小さい点あげられる。また、学生アンケートにおいても、就業先の有無に関する懸念が明確になっている。

本町における主な産業は農業であり、地域外からの収入を地域にもたらず重要な産業であるといえる。しかしながら、今後の人口推移を考慮すると、大幅な就業者数の減少が見込まれる。中部地域では農地の拡大意向も強いとされているが、将来の担い手の不足への対応として、新規就農者の受け入れから一歩進めた育成を検討する必要がある。

国の人口推計を上回る人口を維持していくためには「雇用」がすべての基礎であると考えている。転入の増加、転出の減少、出生率の向上を実現するためには、雇用が安定し、収入のある安定した生活が基本となる。

そこで、本計画では、人口維持に必要な安定した雇用及び安定した生活を実現するため、「持続性のある農業の構築」、「地域に広げる観光の波及効果」、「住まいと移住者への対応の充実」を基本目標に掲げ、人口減少の課題解決を図ることを目指す。

【数値目標】

5-2の ①に掲げ る事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (2022年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の戦略方針
ア	農家戸数(単年度)	318戸	290戸	戦略方針1
イ	観光入込客数(単年度)	117.3万人	137.3万人	戦略方針2
ウ	定住促進・U I J ターン相談 支援の専門窓口を通じての 移住者数(単年度)	4人	4人	戦略方針3

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

- まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例(内閣府)：【A2007】

① 事業の名称

中富良野町まち・ひと・しごと創生推進事業

ア 持続性のある農業の構築事業

イ 地域に広げる観光の波及効果事業

ウ 住まいと移住者への対応の充実事業

② 事業の内容

ア 持続性のある農業の構築事業

新規就農希望者に対して、段階的な生産技術の習得や開業・運営資金の補助、生活面のサポートなどを総合的に実施、町内の若年者等（特に農業後継者）の出会いの機会を創出、ほ場排水改善などの土地改良事業により農業生産基盤を整備し、高収益農業の実現と農業経営の安定化のほか農業ハウスを導入する際に女性を行うことで農家負担を軽減し、農家の安定した所得増加を図る事業。

イ 地域に広げる観光の波及効果事業

中富良野町の観光入込客数の増加や農産物のPRを図るために、中富良野町産品を活用したご当地グルメや特産品の開発及びPR支援の実施、マスメディア等とのタイアップを積極的に進め中富良野町のPRを実施、各観光関連機関・団体との連携等により観光客の誘致事業。

ウ 住まいと移住者への対応の充実事業

民間賃貸住宅等建設支援事業や民間宅地開発支援事業により民間の土地の流動化・有効活用を推進することで、子育て世代等の定住を応援・促進のほか、定住促進・UIJターン相談支援の専門窓口・担当者を設置し、移住希望者に寄り添った相談体制の構築を図る事業。

※ なお、詳細は中富良野町地域総合戦略のとおり。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

82,014千円（2020年度～2022年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

毎年度3月に外部有識者による効果検証を行い、翌年度以降の取り組み方針を決定する。検証後速やかに中富良野町公式WEBサイト上で公表する。

⑥ 事業実施期間

2020年4月1日から2023年3月31日まで

5-3 その他の事業

該当なし

6 計画期間

2020年4月1日から2023年3月31日まで